公立学校共済組合定款の一部変更について

公立学校共済組合定款（昭和三十七年十一月三十日制定）の一部を次のように変更する。

平成二十七年十月十九日

公立学校共済組合理事長　玉井日出夫

第二十一条中第七号を削る。

第二十二条第一項及び第二項中「、任意継続組合員及び特例継続組合員」を「及び任意継続組合員」に改め、同条第六項を削る。

第二十四条中「法附則第二十八条の十三」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第二十九条」に改める。

第二十六条の八中「給料の全部又は一部を受けている場合にあつては、その給料日額」を「報酬（法第二条第一項第五号に規定する報酬をいう。以下この条において同じ。）を受けている場合にあつては、その標準報酬の日額（法第四十三条第一項に規定する標準報酬の日額をいう。）」に、「障害共済年金」を「障害厚生年金（厚生年金保険法による障害厚生年金をいう。以下この条において同じ。）」に、「障害一時金」を「障害手当金（厚生年金保険法による障害手当金をいう。以下この条において同じ。）」に、「同条第四項」を「法第六十八条第四項」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の三項を加える。

2　傷病手当金附加金の額は、その支給期間に係る報酬を受ける場合には、前項の規定により支給する傷病手当金附加金の額から施行令第二十四条第一項に規定する額を控除した額とする。

3　傷病手当金附加金の額は、同一の傷病について障害厚生年金又は障害手当金を受けることができる場合にあつては、第一項の規定にかかわらず、法第六十八条第四項ただし書の規定又は同条第五項ただし書の規定により支給される傷病手当金の額に相当する額とする。

4　傷病手当金附加金の額は、その支給期間に係る報酬を受け、かつ、障害厚生年金又は障害手当金を受けることができる場合にあつては、第一項の規定にかかわらず、前二項の規定により算定した額のうちいずれか低い額とする。

第二十八条第一項中「、第一号の二」を「、第二号」に、「給料（法第二条第一項第五号に規定する給料をいい、運営規則で定める仮定給料を含む。以下同じ。）」を「標準報酬の月額（法第四十三条第一項に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。）」に、「期末手当等（同項第六号に規定する期末手当等をいい、運営規則で定める仮定期末手当等を含む。以下同じ。）の額」を「標準期末手当等の額（法第四十四条に規定する標準期末手当等の額をいう。以下同じ。）」に、「各表」を「表」に改め、同項第一号及び第二号を削り、同項に次の表を加える。

組合員の種別		標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合	
		短期給付	福祉事業
		短期分	介護分	
一般組合員	千分の四十三・一〇	千分の五・二一	千分の一・四一
船員一般組合員	千分の四十・八九	千分の五・二一	千分の一・四一

組合員の種別		標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合	
		短期給付	福祉事業
		短期分	介護分	
一般組合員	千分の四十三・一〇	千分の五・二一	千分の一・四一
船員一般組合員	千分の四十五・三一	千分の五・二一	千分の一・四一

同条第二項中「給料」を「標準報酬の月額」に、「期末手当等の額」を「標準期末手当等の額」に、「各表」を「表」に改め、同項第一号及び第二号を削り、同項に次の表を加える。

組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合
一般組合員 船員一般組合員	千分の二・七二	千分の二・七二

第二十八条の二を次のように改める。

（任意継続掛金）

第二十八条の二　施行令第四十六条の二第一号に規定する組合の定款で定める割合は、百分の三十とする。

2　任意継続組合員に係る任意継続掛金の額は、短期給付（介護納付金の納付に係るものを除く。）に係る掛金にあつては、施行令第四十六条の二の規定による標準報酬の月額に千分の八十六・二〇を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金にあつては、同条の規定による標準報酬の月額に千分の十・四二を乗じて得た額とする。

第三十三条中「及び長期経理」を「、厚生年金保険経理及び退職等年金経理」に、「次に」を「次の各号に」に改め、同条第二号中「長期経理」を「厚生年金保険経理」に、「五百四十七円」を「四百九十七円」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三　退職等年金経理　五百八十八円

第三十五条中「決定」の下に「又は裁定」を加える。

附則第二項を削り、附則第三項を附則第二項とし、附則第四項から附則第十三項までを一項ずつ繰り上げ、附則第十四項を削り、附則第十五項を附則第十三項とし、同項の次に次の二項を加える。

14　組合は、この定款に定める短期給付及び長期給付の事業、福祉事業並びに基礎年金支払事業のほか、当分の間、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付に関する事業（以下「経過的長期給付事業」という。）を行う。

15　組合は、経過的長期給付事業を行う間、第三十三条中「三　退職等年金経理　五百八十八円」とあるのは「三　退職等年金経理　五百八十八円　四　経過的長期経理　五十円」と読み替えるものとする。

別表第三の備考を削る。

附　則

1　この変更は、平成二十七年十月一日（以下「実施日」という。）から実施する。

2　改正後の第二十六条の八の規定は、実施日以後に給付事由が生じたものについて適用し、実施日前に給付事由が生じたものについては、なお従前の例による。ただし、実施日以後に給付事由が生じた際に、同一の傷病について実施日前に給付事由が生じた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第四条第六号に規定する改正前の法（以下「改正前の法」という。）による障害共済年金又は障害一時金を受けている者については、同条中「障害厚生年金」とあるのは「改正前の法による障害共済年金」と、「障害手当金」とあるのは「改正前の法による障害一時金」とする。

3　改正前の法による職域加算額の受給権を有する者については、第二十六条の八第一項中「障害厚生年金をいう」とあるのは「障害厚生年金並びに平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の法及び平成二十四年一元化法による改正前のその他の法律の規定による旧職域加算障害給付をいう」とする。